

第 61 号 議 案

令 和 4 年 2 月 10 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、令和 4 年 2 月 9 日付 3 議事第 436 号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第34号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
2	第35号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
3	第55号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
4	第56号議案 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
5	第87号議案 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業及び部分休業の取得に係る要件の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
育児休業をすることができない職員 第2条第1号イ	【非常勤職員の育児休業の取得に係る要件の見直し】 育児休業の承認について、「引き続き在職した期間が1年以上」と限定した規定を削除 【文言整備】 「任命権者を同じくする職」の言い換え規定を移設
部分休業をすることができない職員 第13条第1号	【非常勤職員の部分休業の取得に係る要件の見直し】 部分休業の承認について、「引き続き在職した期間が1年以上」と限定した規定を削除
妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等 第17条第1項(新設) 第2項(新設)	【妊娠、出産等の申出をした職員に対する措置の義務付け】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 任命権者は、職員本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対して、育児休業に関する制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置を講じなければならないことを規定 ○ 任命権者は、妊娠、出産等を申し出た職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならないことを規定
勤務環境の整備に関する措置 第18条(新設) 第1号 第2号 第3号	【育児休業を取得しやすい勤務環境の整備の義務付け】 育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、任命権者は以下の措置を講じなければならないことを規定 <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対する育児休業に係る研修の実施 ・育児休業に関する相談体制の整備 ・その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
委 任 第19条	【条の新設に伴う文言整備】 条の繰下げ
施 行 期 日 附則第1項	令和4年4月1日 ただし、次項の規定については公布の日(令和4年3月31日予定)
施行に伴う措置 附則第2項	育児休業及び部分休業の承認の請求は、施行日前においても行うことができる。

2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

税務事務特別手当及び福祉等業務手当の支給範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容									
税務事務特別手当 第32条第1項	<p>【税務事務特別手当の支給範囲の見直し】</p> <p>主税局又は支庁における都税の賦課徴収業務のうち、人事委員会の承認を得て規則で定める特に困難な業務に支給範囲を限定（上限額640円）</p>									
福祉等業務手当 第38条 第1項第3号（新設） 第2項第3号（新設） 第1項第2号	<p>【福祉等業務手当の支給範囲及び支給額の見直し】</p> <p>児童相談所に所属する職員が、児童福祉法に定める業務を行うため以下の業務に従事した場合について、支給範囲の拡大及び支給額の引上げ</p> <table border="1" data-bbox="528 701 1409 904"> <thead> <tr> <th>従業務</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭訪問</td> <td>200円（日額）</td> <td rowspan="3">950円（日額）</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td rowspan="2">支給対象外</td> </tr> <tr> <td>一時保護</td> </tr> </tbody> </table> <p>【号の新設に伴う文言整備】</p> <p>「児童相談所」を削除</p>	従業務	現行	改正後	家庭訪問	200円（日額）	950円（日額）	面接	支給対象外	一時保護
従業務	現行	改正後								
家庭訪問	200円（日額）	950円（日額）								
面接	支給対象外									
一時保護										
防疫等業務手当に関する措置 本体附則第4項	<p>【時限期間延長】</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例を延長（上限額5,000円）</p> <p>令和4年3月31日まで → 令和5年3月31日まで （具体の期限は人事委員会の承認を得て規則で定める。）</p>									
小笠原業務手当に関する措置 本体附則第6項	<p>【時限期間延長】</p> <p>令和4年3月31日まで → 令和7年3月31日まで （具体の期限は人事委員会の承認を得て規則で定める。）</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><参考>小笠原業務手当</p> <p>小笠原諸島に所在する都の機関の業務に従事したときに支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通アクセスの制約から事業の進行管理等に一定の制約が存在するなど、勤務の特殊性が存在するため支給 ・ 1日につき700円を超えない範囲内で支給（国も同様） </div>									
施行期日 附則第1項	<p>令和4年4月1日</p> <p>ただし、税務事務特別手当に関する改正規定は、令和5年4月1日。防疫等業務手当及び小笠原業務手当に関する措置の改正規定は、公布の日（令和4年3月31日予定）</p>									
経過措置 附則第2項 第3項	<p>施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合 → 従前の例による。</p>									

3 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

船員勤務手当の廃止及び教員特殊業務手当の支給額の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
特殊勤務手当の種類 第2条第5号（削除） 船員勤務手当 第7条（削除）	【実習船航行業務の委託に伴う船員勤務手当の廃止】 船員勤務手当に係る規定を削除
教員特殊業務手当 第15条	【教員特殊業務手当の支給額の見直し】 支給上限額の引上げ（上限額 6,400 円 → 16,000 円） （具体の金額等は人事委員会の承認を得て規則で定める。）
小笠原業務手当に関する措置 本体附則第3項	【時限期間延長】 令和4年3月31日まで → 令和7年3月31日まで （具体の期限は人事委員会の承認を得て規則で定める。）
文言整備 第8条 第20条	【条の削除に伴う文言整備】 ○ 「東京都人事委員会」「東京都教育委員会規則」の言い換え規定を移設 ○ 「第7条」→「第8条」
施行期日 附則第1項	令和4年4月1日 ただし、小笠原業務手当に関する措置の改正規定は公布の日（令和4年3月31日予定）
経過措置 附則第2項	施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合 → 従前の例による。

4 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

「3」と同様の改正を行う（教員特殊業務手当に関する改正を除く。）。

5 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

特別救助手当の支給額の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 目 文	内 容
<p>特別救助手当 第15条第3項（新設）</p> <p>第4項 第5項 本体附則第7項</p>	<p>【特別救助手当の支給額等の見直し】</p> <p>日没時から日出時までの間に、被災者の救難・救助等の業務に従事した場合には、手当額（一般840円、警戒区域1,680円）の100分の50以内で人事委員会の承認を得て規則で定める額を加算</p> <p>【項の新設に伴う文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 項の繰下げ ○ 「前項第2号」→「前2項」 ○ 「第15条第3項」→「第15条第3項及び第4項」
<p>小笠原業務手当に関する措置 本体附則第3項</p>	<p>【時限期間延長】</p> <p>令和4年3月31日まで → 令和7年3月31日まで （具体の期限は人事委員会の承認を得て規則で定める。）</p>
<p>施行期日 附則第1項</p>	<p>令和4年4月1日</p> <p>ただし、小笠原業務手当に関する措置の改正規定は、公布の日（令和4年3月31日予定）</p>
<p>経過措置 附則第2項 第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合 → 従前の例による。 ○ 二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

3 議事第 4 3 6 号
令和 4 年 2 月 9 日

東京都人事委員会委員長
青 山 侑 殿

東京都議会議長
三 宅 し げ き
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 4 年第 1 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 3 4 号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 3 5 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 5 5 号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 5 6 号議案 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第 8 7 号議案 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 3 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 4 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（8頁）
- 5 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（9頁）

第三十五号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号イ中(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

第十三条第一号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第十七条を第十九条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

（妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等）

第十七条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又はこれらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条第一号イに規定する職員による育児休業の承認の請求及び同条例第十三条第一号の規定による東京都規則で定める職員による部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の改正等を踏まえ、育児休業及び部分休業をすることができる職員の範囲を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

第三十四号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「のうち、」を「であって」に改め、「業務」の下に「のうち、人事委員会の承認を得て規則で定める特に困難なもの」を加える。

第三十八条第一項第二号中「、西多摩福祉事務所又は児童相談所」を「又は西多摩福祉事務所」に改め、同項に次の一号を加える。

三 児童相談所に所属する職員が、児童福祉法に定める業務を行うため家庭を訪問したとき、若しくは面接を行ったとき、又は同法に定める一時保護を行ったとき。

第三十八条第二項に次の一号を加える。

三 前項第三号に規定する場合 従事した日一日につき九百五十円

附則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項の改正規定及び附則第三項の規定は令和五年四

第三十 四号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

月一日から、附則第四項及び附則第六項の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例第三十八条第一項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった福祉等業務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 第三十二条第一項の改正規定の施行の日前に同項の改正規定による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例第三十二条第一項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった税務事務特別手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給範囲、支給額及び支給期限を改めるほか、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、防疫等業務手当に関する措置の期限を延長する必要がある。

第五十五号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号から第五号までを次のように改める。

一から五まで 削除

第三条から第七条までを次のように改める。

第三条から第七条まで 削除

第八条第二項中「人事委員会」を「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に、「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

第十五条第二項中「六千四百円」を「一万六千円」に改める。

第二十条第一項中「第七条」を「第八条」に改める。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第五 十 五号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

学校職員の特殊勤務手当の種類、支給額及び支給期限を改める必要がある。

第五十六号議案

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第五条第一項中「人事委員会」を「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に、「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

第十四条中「第四条、」を削る。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当の種類及び支給期限を改める必要がある。

第五 十 六号議案 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一

第八十七号議案

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号又は第二号に掲げる業務に日没時から日出時までの間に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項第一号又は第二号に定める手当の額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額を加算して得た額とする。

附則第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第七項中「第十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後

に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給要件、支給額及び支給期限を改める必要がある。

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 東京都職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 3 学校職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 4 東京都教育委員会職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例（9頁）
- 5 警視庁職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例（11頁）

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり） イ（現行のとおり） （削除）</p> <p>(1) 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に任用されることが明らかでない非常勤職員</p> <p>(2)（現行のとおり）</p> <p>ロからニまで（現行のとおり）</p> <p>二及び三（現行のとおり）</p> <p>第二条の二から第十二条まで（現行のとおり） （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第十三条（現行のとおり）</p> <p>一 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p>	<p>第一条（略） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一（略） イ（略）</p> <p>(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>(2) 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き任用されることが明らかでない非常勤職員</p> <p>(3)（略）</p> <p>ロからニまで（略）</p> <p>二及び三（略）</p> <p>第二条の二から第十二条まで（略） （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>一 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p>

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>二 (現行のとおり)</p> <p>第十四条から第十六条まで (現行のとおり)</p> <p>(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)</p> <p>第十七条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又はこれらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第十八条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>二 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>第十九条 (現行のとおり)</p>	<p>イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>ロ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める非常勤職員</p> <p>二 (略)</p> <p>第十四条から第十六条まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第十七条 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>第一条から第三十一条まで（現行のとおり） （税務事務特別手当）</p> <p>第三十二条 税務事務特別手当は、主税局又は支庁に所属する職員であつて都税の賦課徴収の事務に専ら従事するものが、当該業務のうち、人事委員会の承認を得て規則で定める特に困難なものに従事したときに支給する。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第三十三条から第三十七条まで（現行のとおり） （福祉等業務手当）</p> <p>第三十八条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 支庁又は西多摩福祉事務所に所属する職員が、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める業務を行うため家庭を訪問したとき。</p> <p>三 児童相談所に所属する職員が、児童福祉法に定める業務を行うため家庭を訪問したとき、若しくは面接を行ったとき、又は同法に定める一時保護を行ったとき。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 前項第三号に規定する場合 従事した日一日につき九百五十円</p> <p>第三十九条から第四十五条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p>	<p>第一条から第三十一条まで（略） （税務事務特別手当）</p> <p>第三十二条 税務事務特別手当は、主税局又は支庁に所属する職員のうち、都税の賦課徴収の事務に専ら従事するものが、当該業務に従事したときに支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第三十三条から第三十七条まで（略） （福祉等業務手当）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 支庁、西多摩福祉事務所又は児童相談所に所属する職員が、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める業務を行うため家庭を訪問したとき。</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p> <p>一及び二（略） （新設）</p> <p>第三十九条から第四十五条まで（略）</p> <p>附則</p>

1 から3まで (現行のとおり)

4 前項の規定は、令和五年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日(以下「失効する日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等業務手当て、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

5 (現行のとおり)

(小笠原業務手当に関する措置)

6 第四十条の規定は、令和七年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。

1 から3まで (略)

4 前項の規定は、令和四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日(以下「失効する日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等業務手当て、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

5 (略)

(小笠原業務手当に関する措置)

6 第四十条の規定は、令和四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一から五まで 削除</p> <p>六から十七まで（現行のとおり）</p> <p>第三条から第七条まで 削除</p> <p>（放射線業務従事手当）</p> <p>第八条（現行のとおり）</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき二百五十円を超えない範囲内において、東京都人事委員会（以下「人事</p>	<p>第一条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一から四まで 削除</p> <p>五 船員勤務手当</p> <p>六から十七まで（略）</p> <p>第三条から第六条まで 削除 （船員勤務手当）</p> <p>第七条 船員勤務手当は、東京都立大島海洋国際高等学校の実習船に乗船する職員のうち、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける者が、当該実習船の航行等に係る業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき二千八百八十円を超えない範囲内において、東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。</p> <p>（放射線業務従事手当）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき二百五十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委</p>

委員会」という。)の承認を得て東京都教育委員会規則(以下

「教育委員会規則」という。)で定める。

第九条から第十四条まで (現行のとおり)

(教員特殊業務手当)

第十五条 (現行のとおり)

2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき一万六千円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第十六条から第十九条まで (現行のとおり)

(支給方法)

第二十条 職員が同一の日において第八条から第十条まで、第十二条から第十五条まで及び前条に規定する二以上の業務に従事した場合は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものを除き、最高の額の定めのある業務に応じた特殊勤務手当のみを支給する。

2及び3 (現行のとおり)

第二十一条 (現行のとおり)

附則

1及び2 (現行のとおり)

(小笠原業務手当に関する措置)

3 第十九条の規定は、令和七年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効力を

員会規則で定める。

第九条から第十四条まで (略)

(教員特殊業務手当)

第十五条 (略)

2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき六千四百円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第十六条から第十九条まで (略)

(支給方法)

第二十条 職員が同一の日において第七条から第十条まで、第十二条から第十五条まで及び前条に規定する二以上の業務に従事した場合は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものを除き、最高の額の定めのある業務に応じた特殊勤務手当のみを支給する。

2及び3 (略)

第二十一条 (略)

附則

1及び2 (略)

(小笠原業務手当に関する措置)

3 第十九条の規定は、平成三十四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効

失う。

力を失う。

改正案

現行

<p>第一条（現行のとおり） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条（現行のとおり） 一及び二 削除 三から十一まで（現行のとおり）</p> <p>第三条及び第四条 削除</p>	<p>第一条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条（略） 一 削除 二 船員勤務手当 三から十一まで（略）</p> <p>第三条 削除 （船員勤務手当）</p> <p>第四条 船員勤務手当は、東京都立大島海洋国際高等学校の実習船に乗船する職員のうち、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける者が、当該実習船の航行等に係る業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき二千八百八十円を超えない範囲内において、東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。</p> <p>（夜間定時制教育勤務手当）</p> <p>第五条 夜間定時制教育勤務手当は、定時制課程を置く都立の高等学校に勤務する職員が、夜間において授業を行う課程における勤務（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものに限る。）に従事したときに支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第六条から第十三条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第十四条 職員が同一の日において第四条、第五条、第七条、第十一条及び前条に規定する二以上の業務に従事した場合は、人事委員会の承認を得て教育</p>
<p>（夜間定時制教育勤務手当）</p> <p>第五条 夜間定時制教育勤務手当は、定時制課程を置く都立の高等学校に勤務する職員が、夜間において授業を行う課程における勤務（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるものに限る。）に従事したときに支給する。</p> <p>2（現行のとおり） 第六条から第十三条まで（現行のとおり） （支給方法等）</p> <p>第十四条 職員が同一の日において第五条、第七条、第十一条及び前条に規定する二以上の業務に従事した場合は、人事委員会の承認を得て教育委員会規</p>	<p>（夜間定時制教育勤務手当）</p> <p>第五条 夜間定時制教育勤務手当は、定時制課程を置く都立の高等学校に勤務する職員が、夜間において授業を行う課程における勤務（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものに限る。）に従事したときに支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第六条から第十三条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第十四条 職員が同一の日において第四条、第五条、第七条、第十一条及び前条に規定する二以上の業務に従事した場合は、人事委員会の承認を得て教育</p>

則で定める特殊勤務手当を除き、最高の額の定めのある業務に応じた特殊勤務手当のみを支給する。

第十五条 (現行のとおり)

附則

1及び2 (現行のとおり)

(小笠原業務手当に関する措置)

3 第十三条の規定は、令和七年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効力を失う。

委員会規則で定める特殊勤務手当を除き、最高の額の定めのある業務に応じた特殊勤務手当のみを支給する。

第十五条 (略)

附則

1及び2 (略)

(小笠原業務手当に関する措置)

3 第十三条の規定は、平成三十四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効力を失う。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十四条まで（現行のとおり） （特別救助手当） 第十五条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 第一項第一号又は第二号に掲げる業務に日没時から日出時までの間に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項第一号又は第二号に定める手当の額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額を加算して得た額とする。</p> <p>4 災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部が設置された災害において、第一項第二号に掲げる業務に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前二項の規定にかかわらず、従事した日一日につき五千四十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。</p> <p>5 （現行のとおり） 第十六条から第二十九条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1及び2（現行のとおり）</p> <p>3 第二十六条の規定は、令和七年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。</p> <p>4から6まで（現行のとおり）</p> <p>7 第十五条第三項及び第四項の規定は、附則第五項の規定により読み</p>	<p>第一条から第十四条まで（略） （特別救助手当） 第十五条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部が設置された災害において、第一項第二号に掲げる業務に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項第二号の規定にかかわらず、従事した日一日につき五千四十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。</p> <p>4 （略） 第十六条から第二十九条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 第二十六条の規定は、令和四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。</p> <p>4から6まで（略）</p> <p>7 第十五条第三項の規定は、附則第五項の規定により読み替えて適用</p>

替えて適用される同条第二項第二号の規定による特別救助手当の支給を受ける職員には適用しない。

される同条第二項第二号の規定による特別救助手当の支給を受ける職員には適用しない。